

みはま

▽議会だより

No.169

2022年2月1日発行

令和3年
10月臨時会
11月臨時会
12月定例会



議会が変わる…より身近に！	……	P2
12月定例会 諮問・規約の変更・条例改正	……	P5
補正予算 一般会計・国民健康保険特別会計他	……	P7
委員会報告 常任委員会審査	……	P9
議会活動報告	……	P11
町政に対する一般質問	……	P12
10月臨時会・11月臨時会	……	P19
審議結果一覧・編集後記	……	P20

まちの
元気人
げんきびと

日本福祉大学附属高等学校
硬式野球部です！

写真

大会や練習風景です。

(下3枚)少年チームを指導している様子

昨年夏、初のベスト8へ進出し、美浜町も盛り上がり、町民も元気をもらいました。

P8にご紹介しています▶

美浜町議会基本条例を制定しました

～議会が変わる…より身近に!～

美浜町議会基本条例について

美浜町議会は、町民に分かりやすい開かれた議会、また議会の活性化と機能の充実を図り、町民の福祉の増進や町勢の進展に寄与し、美浜町の豊かなまちづくりを実現するため、議会運営の基本となる事項を定める条例を制定することとなりました。

※美浜町議会基本条例は、令和3年12月14日本会議において、全員賛成で可決され、令和4年1月1日に施行されました。



条例制定に向けて、議会運営委員会で6ヶ月にわたり、慎重に協議・審議いたしました。

美浜町議会基本条例・前文

美浜町議会は、町民が安心して豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、議会の監視機能や立法機能を十分に発揮し、議会改革、政策立案機能の充実などに積極的に取り組みます。

美浜町議会は、公正性と倫理性を確保し、透明性を高めることにより、町民に開かれた議会と町民参加を推進する議会を目指し、継続的な改革を進めていきます。

美浜町議会は、議会と町長の二元代表制のもと緊張感を保ちながら、議会の基本理念、議員の責務や活動原則を定め、町民との関係や町長などの執行機関との関係を明確にするとともに、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、美浜町議会基本条例を制定します。

条例の構成

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の責務と活動などの原則 （第2条－第4条）

第3章 議員の責務と活動などの原則 （第5条－第7条）

第4章 町民と議会との関係 （第8条－第10条）

第5章 議会と町長などとの関係 （第11条－第14条）

第6章 議会の機能強化 （第15条）

第7章 議員の政治倫理 （第16条）

第8章 議員定数と議員報酬 （第17条・第18条）

第9章 最高規範と見直し手続 （第19条・第20条）

附 則

議会基本条例ここがポイント!

① 対話集会を開催します

(第9条～10条関係)

毎年度1回以上、町民と議員が自由に意見交換する場を設けます。議会の審議・審査に関する報告、議会活動の報告や町政に関する報告を行うばかりではなく、町民と議員とが自由に意見交換ができる場として、より良いまちづくりに貢献したいと考えます。

② 議員の一般質問に対しての反問の許可

(第14条)

議長から本会議への出席を要請された町長及び執行機関の職員は、議員の一般質問に対して、議長の許可を得て反問することができます。ただし、反問内容が不適切と判断された場合、議長はその発言を制止する権限を有します。

反問とは?

議員から質問を受けた町長及び職員から質疑の趣旨、内容、根拠などを確認するため議員に質問をすることをいいます。

③ 議員間の自由な討議を積極的に行います

(第6条)

議員どうしが調査や研究活動などを積極的に討議し、一部の団体や地域の課題にとどまらずに、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。

④ 最高規範と見直し手続

(第19条～20条)

この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例などを制定し、改正し、又は廃止する場合においては、この条例との整合を図らなければなりません。

議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを毎年度1回以上検証しなければなりません。

議会は、検証の結果、見直しが必要と認められる場合は、速やかにこの条例を改正しなければなりません。

美浜町議会基本条例は、議会事務局(役場3階)、または美浜町議会ホームページでもご覧いただけます。

美浜町議会・議会事務局 TEL:0569-82-1111

町民の皆さんからの声

(区長会からのご意見、パブリックコメント等から要旨を抜粋)

議会と町民の意見交換の場ができると思うので、期待しています。



基本条例の主旨はよく理解でき、賛同します。

町民との対話集会の開催に期待します。その際、政策について住民を交えて議論する場となるようお願いします。



地域特有の問題点を把握し、条例化という形で成果を具体的に示してほしい。

議員の皆さんと話す機会ができれば、これからの美浜町の方向性や考えが少しでも身近に感じられるかもしれません。



議員さんからの正確な情報が直接聞ける良い機会ができると思います。

議会基本条例について討論

議員から提出されました議会基本条例について、賛成の討論を行いました。

賛成

議会運営の明確化と開かれた議会に

(希望の輪)

森川 元晴

地方分権改革における二元代表制（立法権・行政権）のあり方や地方議会改革のあり方が焦点化される中、議会運営を明確化すること、また議会、行政に「不信」「不安」を持つ住民に対する開かれた議会運営を促進するためにも、速やかに「議会基本条例」を制定し、議会と住民との距離を少しでも近づけるよう、また将来を見据え、決して次世代に「負担」を残さないための行財政運営の「橋渡し」に務めることを推進し、我々会派「希望の輪」としても「賛同」します。

賛成

議会の基本姿勢と責務を明確化

(チャレンジM-HAMMA)

野田 増男

以前、町民の方から、「議会の特権的な組織」との声を聞くことがありました。私は「議会は、この町をより良くするため存在している。」という姿勢を明確にする必要があると考えました。

また、今回の美浜町議会基本条例を上程するにあたり、事前にパブリックコメントを実施したところ、「議会と町民との対話集会の開催に期待する。」旨のご意見をいただきました。町民の方々が「議会は町民に対し開かれた世界であり、町民の声を代表するもの」であることを期待していると大いに感じました。

そこで、私たち議員一人ひとりが、その責務を強く自覚し、町民の皆さんの理解を得、期待に応えるためにも、議会の基本姿勢と責務を明確化した本条例の制定は必要不可欠と考え、チャレンジM-HAMMAとして賛同するものであります。

賛成

説明責任を果たし、意見交換の場となる対話集会を

(日本共産党議員団)

山本 辰見

議会運営を明確にすることをめざし、令和3年6月より半年間にわたり議会運営委員会で議論し、この度、美浜町議会基本条例を上程することとなりました。

議会（議員）と町民の皆さんとの橋渡しになるような対話集会を毎年度1回以上開催することなどを整備し、町民の皆さんへの説明責任を果たすこと、意見交換の場を設けることを中心に考えています。

そのため日本共産党議員団として、この条例の制定に賛同します。

議会基本条例に基づき対話集会を開催します

議会基本条例では、町民の皆さんの多様な意見を把握し、町政に反映させるため、「町民と議員が自由に意見を交換する対話集会を毎年度1回以上開催する」としています。以下の通り、対話集会を開催します。どなたでもご参加いただけます。

日 時：2月27日（日）午後3時から4時30分（午後2時30分開場）

場 所：美浜町総合公園体育館 サブアリーナ

内 容：議会の審議・審査、議会活動及び町政に関する報告、並びに意見交換

※ご参加の際に、手話通訳など支援が必要な方は、お手数ですが2週間前までにご相談ください。

☆お問い合わせ先☆ 美浜町役場 議会事務局 議会係 TEL 82-1111（内線285・286）

令和3年第4回 12月定例会

※本会議の記事詳細は、2月下旬頃、町公式ホームページで会議録として掲載予定です。

(議案の採決結果は最終ページに掲載)

《審議日程》

- 7日 開会、提案**
・上程議案13件の提案説明
- 9日 町政に対する一般質問** 【通告議員5人登壇】
- 10日 町政に対する一般質問** 【通告議員2人登壇】
- 14日 質疑・委員会審査付託**
・諮問1件に答申
・規約の変更、条例の一部改正、補正予算の質疑
・各常任委員会へ審査付託(12件)
※うち1件は両委員会へ分割付託
・議員発議の条例1件の提案、質疑・討論・採決
〔休会中の常任委員会開催〕
- 15日 総務産業常任委員会** 付託された6議案を審査・採決
- 16日 文教厚生常任委員会** 付託された7議案を審査・採決
- 21日 委員長報告・質疑・討論・採決、町長追加上程議案の質疑・討論・採決、閉会**
・閉会中の継続審査事件を定めて閉会

町長提出議案

諮問

美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

異議なく答申

町長の推薦を受け法務大臣から委託される人権擁護委員について、現職4名のうち1名が令和4年3月31日で任期満了を迎えます。

候補者推薦については、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求められ、再任1名の諮問に対し、「異議なし」と答申しました。

委嘱された場合の任期は3年間で、令和7年3月31日までです。

人権擁護委員候補者



再任

豊田 壽美さん
(奥田在住)

人権擁護委員の活動内容

- ・毎月行われる「心配ごと相談」を受け、問題解決のお手伝いをします。
- ・地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよう、人権啓発活動を行います。
- ・学校、保育所で人権教室を行います。
- ・人権尊重の大切さを普及活動します。

規約の変更

知多南部衛生組合規約の変更について

全員賛成で可決

知多南部クリーンセンターのごみ処理施設のごみ焼却事業の終了に伴い、規約の一部「ごみ処理施設、リサイクルプラザ」を「リサイクルプラザ」に変更するものです。

また、ごみ処理施設の解体に係る経費については、これまでの処理量割が適用できなくなるため、均等割100分の50、人口割1000分の50の負担割合とすると変更するものです。

施行日 令和4年4月1日

諮問とは？

諮問とは、意見を求めることです。
人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は議会の意見を求めなければならぬとされています。

条例の一部改正

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成で可決

派遣職員の給与について、派遣期間中、既に規定がある給料、扶養手当、住居手当及び期末手当に加え、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別手当及び勤勉手当が支給できるように改定するものです。

施行日 令和4年4月1日

美浜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成で可決

国が進める押印手続きの見直しに伴う改正です。宣誓書を任命権者に提出する際、面前で署名押印する規定が押印不要の宣誓書を任命権者に提出すると変更されます。

施行日 公布日

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成で可決

パートタイム会計年度任用職員の報酬について、報酬基準を明確にするため、職員に準じた給料表を使用するためです。

施行日 公布日

美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成で可決

フルタイム会計年度任用職員の給与の支給について、給与を明確にするため、職員に準じた給料表を使用するためです。

施行日 公布日

美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

全員賛成で可決

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産一時金の額を変更するためです。

変更点

出産育児一時金

40万8000円

(現行より40000円増額)

加算額(保険契約の保険料相当) 1万2000円

(現行より40000円減額)

※支給総額は改正前と同額(42万円)

施行日 令和4年1月1日

美浜町民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成で可決

河和南部小学校閉校後のグラウンド及び体育館並びに旧布土小学校グラウンドを社会体育施設とすることに伴う改正で

す。

なお、布土グラウンド及び南部グラウンドの使用料は無料です。

施行日 令和4年4月1日



美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

全員賛成で可決

河和南部小学校の閉校に伴い、字句の整理と南部体育館(河和南部小学校体育館)の使用料をさだめるものです。なお、利用については、現在の利用と同様の扱いです。

施行日 令和4年4月1日

議員提出議案

条例の制定

美浜町議会基本条例の制定について

質疑・討論の後、即日採決の結果、全員賛成により可決されました。

提出者について

全会派賛同により、議会運営委員会として、提案しました。

代表提出者 大岩 靖

提出者

森川 元晴、山本 辰見

中須賀 敬、野田 増男

施行日 令和4年1月1日

※条例の趣旨、内容については、本号のP2～P4をご覧ください。

12月 補正予算

提案された補正予算4件【一般会計（第8号）国民健康保険特別会計（第1号）、介護保険特別会計（第3号）水道事業会計（第2号）】を各常任委員会に付託・審査し、最終日に委員長報告ののち、討論・採決し、4件とも全員賛成により可決しました。また最終日に提案された1件【一般会計補正予算（第9号）】は、当日討論・採決し、全員賛成により可決しました。

一般会計補正予算（第8号）

全員賛成で可決

歳入歳出それぞれ4679万1千円を追加し、補正後の予算総額は92億5547万1千円となりました。

歳 入		補 正 額
国 庫 支 出 金	民生費国庫負担金	1025万7千円
	衛生費国庫負担金	920万1千円
	民生費国庫補助金	126万5千円
	衛生費国庫補助金	773万7千円
県 支 出 金	民生費県負担金	512万9千円
寄 附 金	一般寄附金	1000万円
繰 入 金	財政調整基金繰入金	▲1068万7千円
諸 収 入	雑入	1388万9千円
歳 出		補 正 額
総 務 費	検査事務費	22万円
	人事管理事業 ※①	▲546万6千円
	ふるさと納税寄附運営事業 ※②	500万円
	税務事務 ※③ 他	70万円
	戸籍住民基本台帳事務 ※④	28万3千円
民 生 費	障害福祉サービス事業 ※⑤ 他	3353万1千円
	児童手当支給事業 ※⑥ 他	165万8千円
衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接種事業 ※⑦	1643万8千円
	母子保健事業 ※⑧	50万円
	知多南部衛生組合分担金 ※⑨	▲156万3千円
教 育 費	学校給食センター運営事業 ※⑩	54万8千円
人件費（各費目の人件費補正総合計）		▲505万8千円

※一般会計補正の主な内容：

- ①育休代替職員の減少による会計年度任用職員人件費の減
- ②返礼品に係る経費の増額
- ③相続財産管理人選任や財産処分等に係る家庭裁判所への預納金
- ④マイナンバーカード事業増に係る会計年度職員報酬の増額
- ⑤居宅介護、就労継続支援事業増による経費
- ⑥児童手当システム改修
- ⑦ワクチン接種3回目に係る経費
- ⑧産後ケア事業の消耗品
- ⑨令和2年度事業費の確定に伴う分担金の減
- ⑩給食センター生ごみ処理機熱風発生機修繕に係る経費

一般会計補正予算（第9号）

全員賛成で可決

歳入歳出それぞれ4億758万3千円を追加し、補正後の予算総額は96億6305万3千円となりました。

歳 入		補 正 額
繰 入 金	財政調整基金繰入金	4億758万3千円
歳 出		補 正 額
民 生 費	臨時特別給付金給付事業 ※①	2億5758万3千円
	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 ※②	1億5000万円

※内容：

- ①住民税非課税世帯、家計急変世帯への給付に係る補正
- ②給付金（5万円/人）給付に係る補正

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

全員賛成で可決

歳入歳出それぞれ117万8千円を追加し、補正後の予算総額は22億3238万1千円となりました。

歳入	補正額	歳出	補正額
繰入金	▲1970万9千円	諸支出金	117万8千円
繰越金	2088万7千円		

内容：過年度における基盤安定交付金返還に係る支出金

介護保険特別会計補正予算（第3号）

全員賛成で可決

歳入歳出それぞれ687万2千円を追加し、補正後の予算総額は19億6342万6千円となりました。

歳入	補正額	歳出	補正額
国庫支出金	249万2千円	総務費	財源更生
支払基金交付金	170万2千円	保険給付費	630万5千円
県支出金	103万5千円		
財産収入	1万7千円	地域支援事業費	55万円
繰入金	162万6千円	基金積立金	1万7千円

内容：予防サービス給付・住宅改修・予防計画給付に係る経費、訪問給食サービス事業委託料増

水道事業会計補正予算（第2号）

全員賛成で可決

人事異動に伴い、収益的支出において、312万6000円を減額計上、資本的支出において、19万7000円の減額計上しました。

収益的支出		資本的支出	
既決予定額	4億9714万7千円	既決予定額	4億373万5千円
補正予定額	▲312万6千円	補正予定額	▲19万7千円
計	4億9402万1千円	計	4億353万8千円

内容：定期人事異動に係る人件費補正



日本福祉大学付属高等学校

硬式野球部のみなさん

山本常夫監督の思い

美浜町に来て5年が経ちます。「来てくれる者はだれにでも野球を教えるよ」をくずさず、部員は女子マネージャーを含めて、80名を超えるようになりました。

2年前から冬季の1月～2月の間、美浜町の地元チーム「KONさん・美浜レッドスプライトさん」の少年野球チームへのボランティア指導の手伝いを毎週させてもらってことを始めました。

目的は、野球をやってみようとしてくれる小学生が増えてくれることを願い、また野球を教えることの難しさ、楽しさを体で感じ取ることです。

「今に見てろ！目標、美浜町から甲子園」を合言葉に顔晴ります。

監督が美浜町に望むことは？

- スポーツ少年団育成の環境充実を。
- 高校野球の大会も誘致できる野球場を。

野球部員のみなさんが美浜町に望むことは？

- 硬式野球のできる観客席のある野球場があればと願っています。
- 近隣の街灯を増やしてもらえば、自転車通学が安心できます。
- 知多奥田駅周辺に公衆トイレを設置してほしい。僕たちが清掃するのでお願いします。

常任委員会

本会議で付託された議案について、各常任委員会で審査しました。
委員会の審査結果は、最終日21日(火)に委員長報告を行い、質疑・討論の後、採決されました。

総務産業常任委員会

15日(水)午前9時開会。

7名全員出席のもと付託議案6件を審議・採決。
閉会中の継続調査案件を協議・決定し閉会。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

Q 公益的法人とは、具体的にどのような法人か。

A 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に対する法律第2条に規定される法人で、本町では美浜町社会福祉協議会、公益財団法人愛知県市町村振興協会の2団体です。

令和3年度美浜町一般会計補正予算(第8号)

Q 税務事務の役務費手数料とは。

A 土地や家屋などの財産について、戸籍上相続人が存在しない場合などは、その相続財産は法人となり、法人に代表権を与えることで売却などの清算手続きができ、税などの弁済に充てることができる。そこで、清算手続きをするため、町が家庭裁判所へ申し立てを行う際に、管理费用や報酬などの相続財産が不足する場合の担保として支払うものです。

文教厚生常任委員会

16日(木)午前9時開会。

7名出席のもと付託議案8件を審議・採決。
閉会中の継続審査案件を協議・決定し閉会。

美浜町民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

Q 布土グラウンド(旧布土小学校グラウンド)、南部グラウンド(河和南部小学校グラウンド)、南部体育館(河和南部小学校体育館)はどこが管理し、利用するのにあたっては、どこへ申し込むのか。

A 施設の管理は生涯学習課が行い、利用申請は生涯学習課の事務室である総合公園体育館で行います。

令和3年度美浜町一般会計補正予算(第8号)

Q 新型コロナウイルスワクチン接種事業について、いつから始めて、接種対象は誰か。

A 令和3年12月から令和4年3月分の3回目のワクチン接種分で、医療従事者から接種を行います。高齢者の2回目接種が7月で終わっているのので、高齢者に対しては3月まででは接種が完了します。

令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第3号)

Q 訪問給食サービス事業委託料の補正理由は。

A 増額補正の理由は、利用者が増加したためで、当初見込んでいた数よりも月当たり140食ほど増えました。コロナの影響もあると考えられます。

常任委員会とは？

町が扱う事務は広範囲で専門的なため、部門別に委員会を設け、分科的に調査・審査することが最も合理的・効率的であると考えられています。

本議会では、総務産業、文教厚生などの2つの常任委員会が設置されています。

議員は、条例によって、いずれかの委員会に属することとなり、所管部門の事務に関する調査や付託された議案、請願・陳情等を審査しています。

常任委員会の審査結果

付 託 さ れ た 議 案		付託委員会	委員会採決結果	質疑
知多南部衛生組合規約の変更について		文教厚生	全員賛成・可決	なし
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について		総務産業	全員賛成・可決	あり
美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について		総務産業	全員賛成・可決	なし
美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について		総務産業	全員賛成・可決	なし
美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		総務産業	全員賛成・可決	なし
美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について		文教厚生	全員賛成・可決	なし
美浜町民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について		文教厚生	全員賛成・可決	あり
美浜町使用料条例の一部を改正する条例について		文教厚生	全員賛成・可決	なし
令和3年度補正予算	美浜町一般会計補正予算（第8号）	総務産業	全員賛成・可決	あり
		文教厚生	全員賛成・可決	あり
	美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	文教厚生	全員賛成・可決	なし
	美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）	文教厚生	全員賛成・可決	あり
	美浜町水道事業会計補正予算（第2号）	総務産業	全員賛成・可決	なし

議会ワンポイント解説 議会をよく使われる用語について説明します。



一般質問とは…

議員が、町の執行機関に対して、町の事務の執行状況や今後の方針などについて質問をする。年4回の定例会で実施している。
質問時間：50分以内

本会議とは…

本会議は、年4回の定例会、または臨時会において開催される議会の最高の会議です。議員全員で構成され、一般公開のもと、町長や幹部職員などが出席し、議案の上程、議員による一般質問、議案に対する質疑などが行われ、本会議に提案された全ての議案などの最終的な意思が決められます。

あなたも議会を傍聴しませんか？

令和4年3月定例会の開催予定

日	月	火	水	木	金	土
6	7 本会議 開会 提 案	8 (休会)	9 本会議 一般質問 1日目	10 本会議 一般質問 2日目	11 (休会)	12 (休会)
13 (休会)	14 本会議 質疑・ 委員会付託	15 (休会) 総務産業 常任委員会	16 (休会) 文教厚生 常任委員会	17 (休会)	18 (休会)	19 (休会)
20 (休会)	21 (休会)	22 本会議 討論・採決 閉会	23	24	25	26

いずれも午前9時から 美浜町役場3階
< 日程は告示日2月25日に確定します >

本会議場で行われる議会は、どなたでも傍聴することができます。また、全員協議会及び各委員会は、議長等の許可があれば傍聴することができます。

一般質問の開催日においては、別室で議会中継を見ることができます。

傍聴される際には、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

※議会傍聴の際に、手話通訳など支援が必要な方はお手数ですが2週間前までにご相談ください。

ケーブルテレビ(CCNC)放送予定

【121ch】午前9時から
3月19日・3月22日

☆お問い合わせ先☆

美浜町役場 議会事務局
TEL 82-1111 (内線285・286)

美浜町・布土学区 合同防災訓練に参加

11月7日(日)、議会防災訓練を行ったのち、布土小学校において実施された合同防災訓練に参加しました。

各種防災事業の見学や煙体験、救急対応訓練、消化放水訓練などを体験しました。また、医療救護や災害対策車両、災害ボランティアセンター等を見学しました。最後は、炊き出し訓練の非常食を試食しました。

災害時には、地域の情報を迅速に収集し、議員間で共有し、より高度な災害対応を目指します。



浸水対策の新しい工法

10月19日(火)、建設中の運動公園内にある陸上競技場地下に設置される貯留槽建設現場を視察しました。貯留槽とは、大雨時に洪水の原因となる雨水を一時的に貯留して少しずつ下流へと流す雨水調整施設です。

陸上競技場の下に敷き詰め埋め込まれるプラスチック製雨水貯留槽について、工事責任者や職員から説明を聞きました。プラスチック貯留槽は、当初予定していた碎石貯留槽より貯留量が多く、目詰まりがしにくいため管理の負担が軽減するそうです。

公園整備事業が、大雨による浸水や洪水を防ぐ対策をしながら建設が進められていることを確認しました。



議会活動報告

視察してきました!…貯留槽建設現場視察・ICT授業視察
参加してきました!…防災訓練参加

ICT機器を使用し、能動的・創造的に授業に取り組んでいました。

12月15日(水)に野間小学校、16日(木)には野間中学校へ、常任委員会ごとに分かれ、今年度から1人に1台導入されたタブレットを使った授業を視察に行きました。

クイズ形式で確認テスト、音読練習、レポート作成など、さまざまな場面でタブレットは使用されており、子どもたちはスムーズに操作していました。

ICT機器を使用し、主体的に授業に参加できていることや、先生が子どもたちの考えていることや学習の進捗状況などを端末の情報を通して把握していることがわかりました。



国民健康保険税の見通しについて



山本 辰見

3年度は安定をしているので、 4年度も税率改定は考えていません

問 令和3年度の保険税額について、現年度分及び滞納繰越分の状況はいかがですか。また、基金からの繰り入れをいくら位見込んでいますか。

町長 令和3年度の国民健康保険税の現年度予算額は、令和2年度の新型コロナウイルスの影響による所得の減を見込み、4億4581万を計上しておりますが、10月末時点での課税額は予算額より約6千万円多い5億1036万円となっています。前年並みの収納率が見込めます。

滞納繰越分の課税額は3342万円ほどですが、収納率は現年度と同様に前年より高い水準で推移しております。また、財政調整基金からの繰り入れの必要はないと見込んでおります。

被保険者の皆さんが健康でできる限り医療費がかからないようにすることで、県への納付金の額が上がらないようにしていきたいです。

問 令和4年4月からこれまで課題になっていた子どもの均等割学が未就学児童に半額補助になります。その他の世代への減免枠の拡大を検討しませんか。

町長 本町では未就学児童に対する半額減免以外は考えておりません。



国民健康保険パンフレット

自転車乗車用のヘルメット着用義務化について

問 愛知県で自転車にかかる交通事故を防止するため、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。

この10月からは自転車損害賠償保険等への加入義務と、大人も子どもも自転車乗車用のヘルメット着用努力義務が加わり、この条例の具体的な運用が開始されました。そこで、本町の取り組みについてお聞きします。

自転車損害賠償保険等への加入義務について、町としてどのような指導・取り組みを準備していますか。

防災課長 自転車損害賠償保険加入の指導を11月号の町広報で案内しました。

自転車に乗る機会が多い小中学生に対しては、入学及び進級時に、各学校において自転車損害賠償に関する保険のあつせんを行っています。また、自動車任意保険に家族の賠償保険が特約として付帯しているものもあります。

問 ヘルメット着用努力義務を奨励するために、ヘルメット購入に補助金を検討しませんか。

町長 自転車に乗車されるすべての方のヘルメット着用を推進するために、愛知県の助成制度を活用し、令和4年度から5年度までに集中的に、新たに自転車用ヘルメットを購入された場合には助成を行うよう予算措置を考えています。

問 自転車用ヘルメットは3千円から6千円ほどします。具体的にはどのくらいを検討していますか。

総務部長 来年度の予算の関係で要綱とか検討してきます。県の方では2千円の補助になっていきますのでそれとあわせて検討します。



自転車用ヘルメット



中須賀 敬

通学路の交通安全対策は

改めて危険個所を洗い出し、協議しました

公共サービスの民間委託について

問 公共サービスの民間委託についてそれぞれの制度の特徴と、どのような公共サービスに向いていますか。

町長 指定管理者制度は、安価で質の良い行政サービスの実現を目指す、公の施設の管理・運営を民間に包括的に代行させる制度で、導入により利用者の利便性の向上、管理運営費の削減などが期待され、体育館、公民館、図書館、公園などの管理に向いています。PFI制度は、民間資金を活用して施設整備と公共サービスの提供を委ねる為、多目的ホール、駅前区画整理事業等大規模で包括的な事業に適しています。

コンセッション制度は、施設の所有権を有したまま運営権を民間に委ね、質の高いサービスの提供を目指す制度で、長期間事業を委託できるサー

ビスに向いています。

問 今後民間委託が検討される公共サービスは。

町長 費用対効果を検証しながら住民サービスの低下を招かないよう、公共施設ごとに、最適と思われる管理・運営方法を模索して参ります。

問 体育館、給食センター、運動公園陸上競技場については、どの様にお考えですか。

教育部長 体育館、給食センターにつきましては、費用対効果はもちろんのこと、メリットデメリット洗い出し、最適な手法を検討していきます。

総務部長 運動公園陸上競技場は、最も適した管理・運営方法を模索し、令和4年度より準備室を立ち上げ、関係諸団体と共に検討していきます。



陸上競技場完成予定図

通学路における交通安全対策について

問 県内外において、通学途中の児童の列に自動車が出っ込み、死傷する痛ましい事故が多発しています。小中学校の通学路の期間個所の点検は行っていますか。

教育部長 日頃から各校で通学路の安全点検を実施していますが、他県での交通事故報道を受けて各校の通学路の危険個所の洗い出しを行いました。各校よりリストアップされた危険個所について、教育委員会、町の関係各課、半田警察署、知多建設事務所等関係機関と連携した合同点検を実施し対策の検討を協議しました。



登校中の小学生

問 協議した結果は。

学校教育課長 各校よりリストアップされた危険個所は、33か所です。通学路の変更や信号機設置の要望等道路管理者、警察も含め、連携して対応します。

問 グリーンベルトの現在の状況は把握していますか。

建設課長 設置後10年以上経っていて、消えかかっている所も多く見受けられます。

問 河和南部小と河和小の統合によるスクールバスについて、新しい情報はありますか。

教育部長 バスの乗降場所や安全対策について、校長保護者らで構成する「スクールバス運行検討委員会」に地元区長さんにも参加いただき協議し、意見交換致しました。

問 検討委員会で何か具体的な話は。

学校教育課長 「ゴミの分別収集場所と乗降場所が近く危険では」等の意見があり、収集場所の変更等を検討します。

南海トラフ地震に対する備えについて



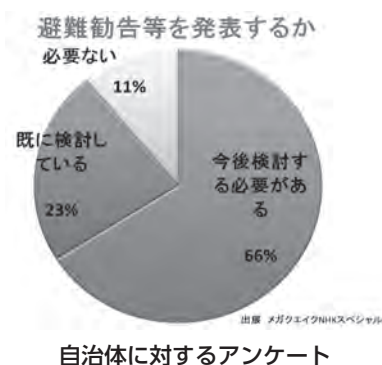
荒井 勝彦

町の防災計画に従い対応します

問 南海トラフ地震臨時情報

が発せられた時に、避難勧告の発表を「既に検討している」と答えた自治体は23%に過ぎませんが、本町ではどのようにお考えですか。

町長 本町は「南海トラフ地震津波対策特別強化地域」に指定されていますので、避難指示の発令は想定していませんが、住民からの要請に基づき避難所開設等、町の防災計画に従い対応します。



避難行動要支援者名簿の管理と情報の共有は

問 美浜緑苑区では、誰が誰を避難支援するのかまでも決

められているようですが、他地区の状況はどうですか。

町長 各区での検討をお願いしていますが、河和区においては要支援者と自主防災会役員との顔合わせを済ませています。

樋門操作に当る消防団員の安全対策は

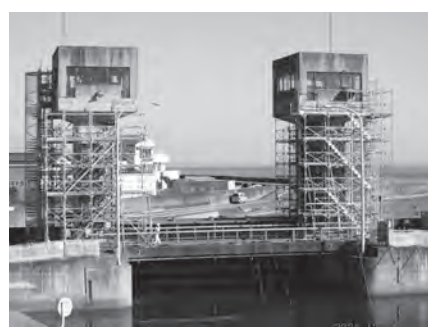
問 町内に樋門が44か所ありますが、操作に当る団員の安全確保は考えていますか。

町長 大規模地震等により樋門を操作する場合にあっては、津波到達予想時間の10分前には避難を開始し、退避までに5分以上残すことと定めています。

問 近年本町の大型樋門は、自動開閉できるように改修がなされているようですが、改修済みは何か所ありますか。また、そこには消防団員が操作に出動する必要はなくなっただけでしょうか。

建設課長 現在2か所が改修

済みで、更に2か所工事中です。震度5強で自動的に閉まりますので、操作は必要ありません。



改修工事中的新江川樋門

各小中学校の児童生徒の安全確保はどうですか。

問 石巻市立大川小学校の悲劇を教訓に、本町の児童生徒の安全確保を考えていますか。

町長 校内においては地震車「なまず号」による地震体験やシェイクアウト訓練、津波を想定した避難訓練等を実施すると共に、登下校時においても、危険な場所から離れるように指導しています。

住宅の強靱化は進んでいますか。

問 個人住宅の強靱化対策の実績はいかがですか。

町長 住宅の無料耐震診断を731件実施し、688件が改修の必要ありと判断されています。このうち67件が補強工事を実施しています。また、耐震シエルターを1件設置し、家具転倒防止器具の取り付けは、73件です。

一般住宅への消火器設置状況は

問 大地震後の火災は同時多発的に起きると想像されますが、住民による初期消火の手段として、消火器設置状況を把握していますか。

町長 一般住宅には設置の法的義務はありませんので把握はしていませんが、消防団が各家庭を回り、消火器設置の呼びかけとあっせんを行っています。



大寄 暁美

悩みを抱えた人に地域ができる役割は

寄り添い共感しながら支援すること

本町の自殺対策は

問 自殺対策として、地域ができる役割は。

厚生部長 悩みを一人で抱え込んだり、孤立することがないように、寄り添い共感しながら支援することが重要です。

子育て講座や子ども食堂等において交流しながら寄り添う、またサロン活動や老人クラブ活動などへ参加し支援していただきたいと考えています。

問 子どもや若者への「自殺リスクを低下させる多面的な交流の場（子ども食堂）



アプローチ」とは具体的に教えてください。

学校教育課長 道徳の授業や学級活動での「いのちの教育」、教職員研修における自殺対策の意識づけ、児童生徒の心のケアをするスクールカウンセラーの派遣です。

問 スクールカウンセラーの人数は。また昨年度1年間の相談件数は。

学校教育課長 3名在席していて、昨年度の相談件数は、小学校155件、中学校196件です。

問 自殺対策計画に記載されているスクールソーシャルワーカーの状況はどうですか。

学校教育課長 現在設置されていませんが、次年度導入に向けて、検討しています。

WIFIが利用できる公共の施設は

問 インターネットが利用できる公共の施設はありますか。

町長 総合体育館玄関ホール

付近の一部エリアをのぞき、WIFI設備はありません。

問 町でモバイルWIFIルーターの貸し出しはできませんか。

秘書課長 他市町の状態を把握し、対象者、利用場所、貸出返却の運用管理方法を研究し、検討していきます。

奥田字昆舎田付近の太陽光発電施設の崩落

問 事故の概要は。

町長 9月に接近した台風14号の影響により、太陽光発電所の法面が約60m崩落、公共施設では水路約60m、道路約50m、100mmと400mmの農業用水管約60mが被害を受けました。災害復旧工事の費用は、すべて太陽光発電事業者が負担します。

問 関係法令を遵守した設置内容だったのですか。

町長 太陽光発電施設の設置に関する法的な手続きは、適切なものでした。

問 盛土による造成ですか。

建設課長 はい、そうです。

問 豪雨後のがけ崩れや土石流、地滑りなど2次災害を防ぐ規制を厳しくする考えはありませんか。

建設課長 現行法令などで様々な規制がある中、熱海市のような大規模な土石流が発生したため、現在愛知県においては、盛土を規制する条例制定に向けて、検討していると聞いていますので、その条例を確認したのち、対応を検討していきたいと考えています。

太陽光発電施設の崩落

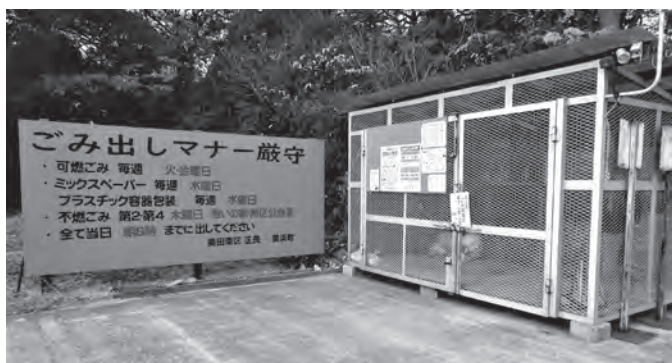


知多南部広域ごみ処理施設について



野田 増男

令和4年4月から正式に供用開始



奥田いこいの家 ごみ集積所

問 集積所へのごみ出し日等の変更予定は。

町長 収集業者が集めた可燃ごみについて、知多南部クリーンセンターから知多南部広域環境センターへ運搬先は変更となりますが、ごみ出しの曜日や出せる回数についての変更はありません。

問 知多南部クリーンセンターへの持ち込みごみ等の変更予定は。

町長 家庭から出される生活ごみについては、広域化後も知多南部クリーンセンター及び、リサイクルステーションへ引き続き持ち込みすることが出来ます。

問 知多南部クリーンセンターでは、焼却処理の終了に伴い、ごみ焼却施設は解体するようだが、事業スケジュールはどうなっていますか。また解体後の跡地利用は。

環境課長 知多南部クリーンセンターのごみ焼却施設は、令和4年度から5年度の2カ年で解体、令和6年度にし、跡地へ2市3町で構成される知多南部広域環境組合が中継施設を建設し、知多南部衛生組合が、資源物を対象としたリサイクルステーションを建設する計画となっています。

問 中継施設とは、どのようなものですか。また焼却施設が解体となる中、令和4年度から6年度までの3年間は、どのような運営計画となっていますか。

環境課長 中継施設とは、直接搬入された可燃ごみを受け取り、知多南部広域環境センターまで運搬する業務を担う施設となります。3年間は知多南部クリーンセンター内の東側にて、仮設で運営する計画となっています。

美浜町の学校再編について

問 令和10年度に小中一貫校を予定していると聞きました。現在どこまで進んでいますか。今後、どのように進めていくのですか。

町長 最終的な学校再編の形として、令和10年の小中一貫校開校を目標にしています。その進捗状況ですが、まずは第一段階として、令和4年4月の河和南部小学校と河和小学校の統合を保護者の皆さんと意見交換しながら進めています。

第2段階として、区長代表

や保護者代表で構成する学校再編検討委員会での意見交換や、庁内の横断的な部局で構成する学校再編推進委員会での内部検討を進めています。

来年度は、各地域に出向き、人口減少や児童生徒の減少、学校施設の老朽化等と併せて、子どもたちにとって望ましい教育環境について、地域の皆様と小中学校の今後の在り方を、共に考えていく場面を作っていきたいと考えています。

河和南部小学校





鈴木 美代子

河和南部小学校の跡地利用について

公募型プロポーザル方式により譲渡予定

維持管理のランニングコストについては。

問 河和南部小学校が令和4年3月で閉校になります。

ランニングコストについて、ライフライン維持、草刈り、定期清掃、浄化槽点検、キュービクル点検等年間でのくらいかかると想定していますか。

町長 本町では、河和南部小学校施設の効果的な活用を図るとともに、施設維持館費の削減を目的として、民間事業者への施設譲渡することになりました。

民間事業者等の創意工夫による意欲的な提案を受け入れるため、公募型プロポーザル方式により譲渡を行います。

町内事業者向けには広報12月号で、公募型プロポーザル方式の提案募集の記事を掲載し、13日からは町HPにおいても実施要項はじめ、詳細な条件を公開し、広く提案の募

集を開始します。

施設利用に関する質問に町が回答した後、提案書を提出していただき、町の選定委員会が2月中を目途に事業候補者の選定を行います。社会福祉法人等でも募集の趣旨及び条件に沿った内容であれば、特定の業種に限定していませんので、提案を受け入れます。

今後の維持管理費については、特に校舎について、一部建物が建設から60年以上経過し、老朽化も進んでおり、構造にかかわる大規模修繕は一般的に所有者が負担することとなるために、町が所有し続けた場合、今後多額の修繕費が発生することが予想されます。

運動場及び体育館は来年度以降も町が負担してまいります。

浄化槽やキュービクル等については、事業候補者の事業形態や規模などにより、調整が必要になる可能性があるの

で、現時点では、具体的な金額は決定しておりません。

河和南部小学校校舎



町営住宅について

問 一戸建て住居について、建設件数、敷地面積、耐用年数についてお聞きます。

町長 一戸建て住宅は、平成22年度に策定した美浜町住生活基本計画の重点プロジェクトとして、若者が入居したくなるデザインや新しい子育てゾーンの創出をコンセプトに、平成28年度に完成しました。戸数は10戸、敷地面積は芝生

広場を含む約1600㎡、住宅の耐用年数は30年です。

問 増築等、今後の計画はいかがですか。

町長 現在、既存の町営住宅として「河和第二団地」のほか、昭和53年度から57年度にかけて建設された鉄筋コンクリート造り3階建ての「河和団地」7棟がございます。現時点での既存住宅の建て替え、新たな住宅建設は計画しておりません。

一戸建ての河和第二団地



45億円と言われてきた「運動公園整備事業」現時点での試算は



森川 元晴

予定事業費内での施工を目指す

今後の建設費について

問 現時点での試算で、45億円と言われてきた「美浜町運動公園整備事業」は予算計画通りで工事は進められていますか。

町長 45億円と試算致しましたのは平成30年度でございます。その後に、事業期間の延伸、消費税の増税、積算における人権費の見直し及び現在の資材高騰等が生じており、再度試算すれば45億円を超えると想定されますが、整備内容の見直しによる事業費削減に努めるとともに、既に実施した工事の結果の踏まえ、予定事業費内での施工を目指しております。

今年度から令和5年度にかけて、事業費の多くを占める陸上競技場の建設を進めますので、工事が進み建設費が精査できた段階で、今後の事業費を含めた整備計画を新たに示したいと考えております。

問 陸上競技場観覧スタンド等建設整備に伴う令和3年度業務委託協定締結金額（約9億円）、今後追加補正予算等を組みずに予定通りに工事は進められますか。

町長 今後、物価の変動や資材不足等で、工事の進捗に影響がでる場合は、受託者であるUR都市機構と協議し、必要な場合は、補正予算案を議会に上程致します。

陸上競技場施設利用について

問 大会誘致、合宿誘致、ナショナルトレーニングセンター誘致等、その後の進捗状況を伺います。

町長 目指すべき姿の共有を図るため、関係団体を対象にしたスポーツまちづくりセミナーの開催や意見交換を行いながら、施設の運営方法について検討しているところです。

ごみ処理、廃棄物の出し方、受け入れ体制について

問 令和4年度からの知多南部広域環境センターの供用開始に伴い、一般廃棄物と産業廃棄物の定義を改めて伺います。

町長 事業活動に伴う廃棄物のうち、20種類を産業廃棄物と定め、それ以外は一般廃棄物と分類しております。なお、家庭から出される廃棄物はすべて一般廃棄物となります。

各処理施設における事業系一般廃棄物の処理費は10kgまでごとに200円と決定しております。

問 産業廃棄物について、事前に廃棄する物によって価格設定を統一することや業者価格を公表することにより住民は安心して処分をお願いします、ことができると思いますが、行政として関与できない範囲ですか。



知多南部広域環境センター

環境課長 収集運搬業者は選定した処分場へ搬入するため処分先ごとの単価が異なります。また、収集においては、処分場まで運搬する距離も異なることから、これらの条件を考慮して、町で価格設定の統一化を図ることは大変困難なものと認識しております。

令和3年 第5回臨時会
10月19日

契約の締結 1 件、補正予算 1 件が提案され、委員会付託を省略し、即日審議・採決が行われました。

契約議決

美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の締結

全員賛成で可決

協定方法
随意契約

協定金額

8億9963万7200円

協定相手

独立行政法人都市再生機構
中部支社

協定概要

運動公園施設建築工事、陸上競技場のスタンドに関する設計意図伝達業務、監督業務、変更への対応並びに事務費
工期 令和5年3月31日

契約議決とは？

町条例で定めた額を超える場合に、議会の議決が必要となります。

① 予定価格5千万円以上の工事又は製造請負に係る契約締結。

② 財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産・動産の買入れ・売却（土地については1件5千㎡以上のもの）又は不動産の信託の受益権の買入れ・売却。

補正予算

一般会計補正予算（第6号）

全員賛成で可決

歳入歳出それぞれ5964万円を追加し、補正後の予算総額は90億4959万2千円となりました。

歳 入		補 正 額
国 庫 支 出 金	総務費国庫補助金	1722万9千円
	民生費国庫補助金	30万円
	衛生費国庫補助金	802万7千円
	教育費国庫補助金	405万円
県 支 出 金	土木費県負担金	225万円
	商工費県補助金	750万円
寄 附 金	一般寄附金	150万円
繰 入 金	財政調整基金繰入金	1445万1千円
	新型コロナウイルス感染症等対策基金繰入金	433万3千円
歳 出		補 正 額
総 務 費	企画事業 ※①	16万5千円
	電算管理運営事務 ※②	395万7千円
民 生 費	社会福祉事業 ※③ 他	9万9千円
衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接種事業 ※④	802万7千円
商 工 費	商工振興事務 ※⑤	350万円
	商業団体育成事業 ※⑥	1720万円
	観光施設等維持管理事業 ※⑦	300万円
教 育 費	小中学校運営事業 ※⑧	810万円
	小学校施設整備事業 ※⑨	550万円
	教育振興事業 ※⑩	99万3千円
	学校給食センター運営事業 ※⑪	460万円
災 害 復 旧 費	港湾施設災害復旧事業 ※⑫	449万9千円

※内容：

- ① 企業版ふるさと納税決済手数料
- ② タブレット購入
- ③ 生理の貧困対策費
- ④ ワクチン3回目接種実施体制の整備
- ⑤ ニューあいちスタンダード認証応援交付金
- ⑥ プレミアム商品券事業
- ⑦ 食と健康の館エアコン取替工事
- ⑧ 小中学校の感染症対策等の消耗品費
- ⑨ 河和南部小学校から河和小学校へ空調機移設工事
- ⑩ 修学旅行キャンセル料補助金
- ⑪ 学校給食センターの屋根防水修繕工事
- ⑫ 台風等による流木処理費用

令和3年 第6回臨時会
11月30日

補正予算 1 件が提案され、委員会付託を省略し、即日審議・採決が行われました。

補正予算

一般会計補正予算（第7号）

全員賛成で可決

歳入歳出それぞれ1億5908万8千円を追加し、補正後の予算総額は92億868万円となりました。

歳 入		補 正 額
繰 入 金	財政調整基金繰入金	1億5908万円
歳 出		補 正 額
民 生 費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 ※①	1億5422万5千円
土 木 費	道路新設改良県補助事業 ※②	486万3千円

※内容：

- ① 給付金（5万円/人）給付に係る補正
- ② 町道森越・石坂平井線工事費用の増額

審議結果一覧表

令和3年 第4回定例会（12月）

議 案 件 名					見	子	晴	夫	剛	毅	美	敬	次	彦	靖	博	男	雅
町長提出議案 14件	美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について	－	答申 異なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	知多南部衛生組合規約の変更について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	美浜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例に ついて	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	美浜町民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	美浜町使用料条例の一部を改正する条例について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	令和３年度美浜町一般会計補正予算（第８号）	各	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	令和３年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	令和３年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第３号）	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	令和３年度美浜町水道事業会計補正予算（第２号）	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	令和３年度美浜町一般会計補正予算（第９号）	－	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
議員提出 議案 １件	美浜町議会基本条例の制定について	－	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	

令和3年 第5回臨時会（10月）

議 案 件 名																		
町長提出議案 2件	美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の締結について	－	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	令和3年度美浜町一般会計補正予算（第6号）	－	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○

令和3年 第6回臨時会（11月）

議 案 件 名																		
町長 提出 議案 1件	令和3年度美浜町一般会計補正予算（第7号）	－	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○

付託委員会 … 総産→総務産業常任委員会に付託、
文厚→文教厚生常任委員会に付託、各→両常任委員会に分割付託
○は賛成 ×は反対 「欠」は欠席 「退」は退席により採決不参加
※横田 貴次 議長は採決に加わりません。



編集後記

私たちの生活を脅かしてきた新型コロナウイルス問題も、町内での感染者が一段落したように思います。しかし、3年目になります。新しくオミクロン株が出現し脅威となってきました。当面、コロナ対策の基本であり、手洗い・手指の消毒・マスクの着用を推進しコロナを何としても封じ込めたいと思います。

この春には各地で春祭りがあります。感染対策をしながらでも、山車の引き回しやお囃子を奏でることができるとうれしいなと期待しています。私もお囃子の衣装を更新してきました。

（山本 辰見）

★みはま議会だよりは、スマートフォンアプリ「マチイロ」でも見るができます。「みはま議会だより」は、美浜町議会議会広報特別委員会が編集しています。

皆様の声をお聞かせください。

議会だよりへのご意見・ご感想をお聞かせください。

議会事務局

E-mail : gikaiji@town.aichi-mihama.lg.jp

※住所、氏名、連絡先をご記入ください。

